

不正競争防止法等の一部を改正する法律 (平成30年5月30日法律第33号)

～特許法等の改正について～



霞ヶ関総合法律事務所
弁護士 大宮 正

平成30年2月27日に閣議決定された、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」は平成30年5月23日に可決・成立し、5月30日に法律第33号として公布されております。この法律においては、特許法等（特許法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律及び弁理士法等）の一部改正が措置されています。

不正競争防止法等の一括改正法のうち、特許法等¹の改正につき解説する。第1は、中小企業等による知的財産の活用促進策である。その1は、中小企業等の特許料等の軽減等である。改正前は赤字の中小企業、研究開発企業等個別法で限定していた特許料等²の軽減措置等を改正法では全ての中小企業³、試験研究機関等⁴に拡大し、特許料（107条①）については、軽減、免除、納付猶予も可能とした（改正法109条の2①②③）。本改正により、概ね国内出願料が約40万円から約20万円に、国際出願料が約20万円から約10万円に半減する。その2は、弁理士業務の追加であり、（イ）特許等に係る技術上のデータの売買契約等の代理等の業務、（ロ）特許等の技術上のデータに係る日本産業規格（JIS）案の作成関与、相談業務を追加（弁理士法4条③）し、（ハ）当該業務は弁理士法の秘密保持義務（同法15条の2）の対象となった。その3は、特許・意匠（以下「特許等」）の新規性喪失の例外期間（グレース・ピリオド）の延長である。改正前も出願前に公知の発明等に係る既特許等出願がある場合でも、当該出願が既特許等出願後6月以内であれば、新規性の喪失前であるとして出願できるとしているが、改正法はこの期間を6月以内から1年以内に延長した（30条、意匠法4条）。第2は、特許等の知財紛争処理手続きの拡充である。その1は、証拠収集手続きの拡充である。特許等の侵害訴訟において、裁判所は必要な場合には非公開（インカメラ）で書類提出等を命ずることができるが、改正法では併せて専門委員への書類開示と同委員からの説明聴取の手続き等を規定した（105条②～⑤）。その2は、営業秘密に係

- 1 特許法、意匠法、商標法、弁理士法等（上記解説文中、法律名ない条文は特許法）
- 2 特許料等とは、出願料審査請求料等（特許庁HP－産業財産権関係料金一参照）
- 3 中小企業（109条の2①1号～9号：企業組合等を含む。）
- 4 試験研究機関等（109条③1号～7号）